

1. 概要

- (1) 実施期間 令和8年2月17日（火）～3月10日（火）
- (2) 意見提出者数 1人（町外：1人）
- (3) 意見数 2件

2. 南大隅町地域公共交通計画（素案）についてのご意見と協議会の考え方

南大隅町地域公共交通計画（素案）について、パブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をいただきました。ご意見と協議会の考え方、対応は次ページ以降をご覧ください。

No	ご意見	協議会の考え方と対応
1	<p>佐多岬へ行く観光周遊バスを何度か利用させていただきましたが2026年度は運行されないとのことで、観光客が車やバイクなしで佐多岬を訪問することが困難になりました。タクシー利用だと往復 15,000 円ほどと少人数で観光する場合かなり大きな負担となるため、公共交通で訪問する手段を確保してほしいと考えています。</p> <p>現状はコミュニティバスの観光利用は不可とお聞きしましたが、有料・予約制で構いませんので大泊や田尻行きコミュニティバスの佐多岬延伸やスクールバスの折り返し運用などの手段により観光客が日帰りで根占⇄佐多岬を往復できる乗合路線の設置をできないかご検討いただきたいです。</p>	<p>これまで、佐多岬と雄川の滝を巡る観光周遊バスを運行してまいりましたが、利用者の減少等により、令和7年10月31日をもって運行を休止しています。</p> <p>一方で、観光客の移動手段の確保は重要な課題であると認識しています。本計画においてもP56「【事業3】観光施策と連動した来訪者の公共交通の利用促進」を掲げており、町内での周遊促進に向けた移動手段の確保について検討していくこととしています。</p> <p>なお、現在のコミュニティバスは町民の生活交通として運賃無料で運行していることから主に町民の利用を想定していますが、本計画では有料化についても検討事項としており、今後の制度の見直しの中で、来訪者の利用の在り方についても検討してまいります。</p>
2	<p>コミュニティバスについて町民以外の観光利用が可能か否かの記載が町のホームページになく、広報紙にも対象者が限定される旨の記載がないため観光客が利用できるものか判断しにくいと感じます。コミュニティバスについて町のHP上の記載をご検討いただけると嬉しいです。</p>	<p>ご指摘のとおり、コミュニティバスを含む公共交通に関する情報発信は十分とは言えない状況にあります。</p> <p>本計画ではP54「【事業1】公共交通に関する情報案内の充実」を掲げております。頂いたご意見を踏まえ、コミュニティバスの利用対象や利用方法について、分かりやすい案内となるように努めるとともに、町ホームページをはじめ、各種媒体を通じた情報発信の強化に取り組んでまいります。</p>